

# 登録特定行為事業者の登録申請等について

## 手続きについて（すべて郵送届出可）

### 1. 新規登録申請（様式第1）

末日までに受理した申請の登録日は、翌々月1日付けとなります。なお、書類に不備があると受理することができませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

登録通知書については、登録日の前月末に交付します。

申請に当たっては、窓口受付となりますので、日時をご予約の上、ご来庁ください。

また、申請に当たっての提出書類については、「登録特定行為事業者登録申請等の提出書類一覧」をご確認ください。

なお、申請は事業所ごと、サービスごとに必要となります。

（例：老人福祉施設と短期生活入所介護でサービスを提供する場合は、申請書は2部必要です。予防サービスは、申請書を別葉にする必要はありません。）

### 2. 業務追加登録申請（様式第2）

申請の受付については、新規登録申請と同様の扱いとします。

### 3. 登録事項変更届出（様式第3）

届出の受付は、次の①から③までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、④に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②事業所の名称及び所在地

③喀痰吸引等業務開始の予定年月日

④その他厚生労働省令で定める事項（従事者名簿の変更等）

### 4. 登録辞退届出（様式第4）

特定行為業務を行う必要がなくなったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。

## Webページのご案内

愛知県高齢福祉課Webページ上で、登録事業者一覧及び様式等を掲載しています。下記URLをご参照ください。

「介護職員等による喀痰吸引等業務の登録申請等について」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kakutankyuuin.html>

## 介護職員等による喀痰吸引等に係る研修制度の概要

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できるようになりました。

### 実施可能な行為は・・・

○ たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

☆ 具体的な行為は

- ⇒ ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 介護職員等が実施できる行為は、受講した研修の課程や実地研修の内容により異なります。

### 介護職員等がたんの吸引等をできるようになるためには・・・

○ 介護福祉士（平成28年度～）

（ 資格取得前に介護福祉士養成施設又は実務者研修で医療的ケアのカリキュラム（講義、演習）を履修した方 ）

⇒ 喀痰吸引等の行為に係る実地研修を修了していない場合は、就業後、登録喀痰吸引等事業者（平成28年度～）で実地研修を受講

※ 登録喀痰吸引等事業者とは、自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者で、「社会福祉士及び介護福祉士法」などの法令で定められた要件を満たしている事業者として、知事の登録を受けた事業者のことです。事業者の登録に係る窓口は、高齢福祉課又は障害福祉課となります。

○ 上記以外の介護職員等

（ 医療的ケアのカリキュラムを履修していない介護福祉士やホームヘルパーなどの介護職員、  
特別支援学校教員等 ）

☆ 介護福祉士の資格取得を目指す方

⇒ 介護福祉士養成施設又は実務者研修で医療的ケアのカリキュラム（講義、演習）を履修後、喀痰吸引等の行為に係る実地研修を受講

☆ 介護福祉士の資格取得を目指さない方

⇒ 登録研修機関で研修（講義、演習、実地研修）を受講

### 介護職員等が喀痰吸引等研修を受講するためには・・・

○ 愛知県では、「社会福祉士及び介護福祉士法」で定められた要件を満たしている事業者を登録研修機関として登録し、その事業者が実施しています。

受講を希望される方は、各登録研修機関へ直接、お申込みください。

地域福祉課Webページでの開催案内（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/tan-top.html>）

## 喀痰吸引等研修のカリキュラムは・・・

○ 研修は、3種類のカリキュラムがあります。なお、第1号研修と第2号研修の基本研修は同じカリキュラムです。

| 区分          | 研修内容                                                                                                                                                          | 基本研修                                                                                                                                                                                                                                               | 実地研修                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号研修・第2号研修 | <p>不特定多数の方に対して、<br/>たんの吸引</p> <p>〔 口腔内・鼻腔内・<br/>気管カニューレ内部<br/>及び<br/>経管栄養<br/>〔 胃ろう又は腸ろう・<br/>経鼻<br/>〕<br/>を行うための研修</p>                                       | <p><b>講義（50時間） と 演習</b></p> <p><b>演習の科目</b></p> <p>①口腔内の喀痰吸引<br/>②鼻腔内の喀痰吸引<br/>③気管カニューレ内部の喀痰吸引<br/>④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養<br/>⑤経鼻経管栄養<br/>⑥救急蘇生法</p> <p>◇演習回数：⑥は1回以上、<br/>他は各5回以上</p> <p>人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、演習及び<br/>実地研修において各所定の回数を別途行う必要があります。</p> | <p>第2号研修は、次のいずれか必要な行為の実地研修を受講</p> <p><b>実地研修の科目</b></p> <p>①口腔内の喀痰吸引<br/>②鼻腔内の喀痰吸引<br/>③気管カニューレ内部の喀痰吸引<br/>④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養<br/>⑤経鼻経管栄養</p> <p>◇回数：①は10回以上、<br/>他は各20回以上</p> |
| 第3号研修       | <p>特定の方（利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別の関係性が重視されるケースに対応するもので、筋萎縮性側索硬化症又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている療養患者の方や障害のある方）に対して、たんの吸引や経管栄養を行うための研修</p> | <p><b>講義 と 演習<br/>（9時間）</b></p> <p><b>演習の科目</b></p> <p>喀痰吸引等に関する演習</p>                                                                                                                                                                             | <p>特定の者に対する、次のいずれかの必要な行為のみを受講</p> <p><b>実地研修の科目</b></p> <p>①口腔内の喀痰吸引<br/>②鼻腔内の喀痰吸引<br/>③気管カニューレ内部の喀痰吸引<br/>④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養<br/>⑤経鼻経管栄養</p>                                  |

## 登録研修機関で研修を修了したら・・・

○ 次の1から3の手続きが終了すると、特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などにおいて、医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等を行うことができます。

- 1 研修修了者は、研修機関で発行された修了証明書のほか必要書類を添付し、定められた様式により、愛知県福祉局福祉部地域福祉課へ「認定特定行為業務従事者認定証」の交付の申請をします（Webページに手続きの案内を掲載しています）。
- 2 県において研修を修了していること等を確認した後、「認定特定行為業務従事者認定証」が交付されます。
- 3 認定証を有する介護職員が所属する事業所は、当該介護職員が喀痰吸引を行うために事業所としても登録の手続き（登録事業者の申請）を行うことが必要です。

⇒申請先：高齢福祉課介護保険指導第二グループ又は障害福祉課事業所指定グループ

# 介護支援専門員の各種手続きについて

## ● 各種手続きについて

具体的な手続きや様式については、県庁高齢福祉課の Web ページでご確認ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-caremanager/caremana-touroku.html>

### 1 介護支援専門員資格登録簿への登録及び介護支援専門員証の交付について

介護支援専門員実務研修を修了された方は、介護支援専門員証の交付を受けるために、資格の登録をする必要があります。（登録と介護支援専門員証の交付については同時に申請可能です。）

なお、実務研修修了日から **3 か月** を経過すると登録できなくなりますので、注意してください。

### 2 登録の移転について(登録している都道府県を変更する場合)

(1) 愛知県に登録している方が他の都道府県に登録を移転したい場合

まずは、登録の移転先となる都道府県に登録移転の可否及び申請に必要な書類についてご確認ください。

(2) 他の都道府県に登録している方が愛知県に登録を移転したい場合

愛知県では、介護支援専門員証の有効期間が満了している方については登録受け入れをしておりません。再研修を修了のうえ、手続きをお願いします。

### 3 氏名、住所の変更届について

登録していただいている氏名、住所に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをしてください。

### 4 介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合

介護保険法第 69 条の 5 の規定により、死亡した場合や心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものなど欠格事由に該当することとなった場合には、所定の者（相続人、法定代理人等）が愛知県知事（又は届け出義務者の住所地の都道府県知事）に事実があった日から 30 日以内 に届け出ることとされています。

### 5 介護支援専門員の再交付について

再交付につきましては、紛失、汚損、破損した場合などが該当します。

## ● 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証（有効期限：5年）の更新をするためには、各自必要な研修を修了後、更新申請の手続きを適切に行っていただく必要があります。

この更新手続きにつきましては、現在、有効期間満了日の半年前から受付を開始しておりますが、遅くとも期限が切れる40日前までに申請を行ってください。（更新研修等の修了時期の関係で、どうしても無理な方は修了後できる限り速やかに申請してください。）

更新研修を受講されていても更新手続きを失念し期限が切れた場合には再研修の受講等が必要になり、再交付されるまでの間は、介護支援専門員としての業務ができなくなります。

手続きに必要な申請書類は県庁高齢福祉課の Web ページでご確認ください。

なお、有効期間の終期について個別の案内はしておりませんので、各自で気をつけてください。

## ● 欠格事由について

介護支援専門員には、登録を受けることが出来ない、「欠格事由」が介護保険法に明記されています。

申請書にはしっかりと理解された上で記載してください。

《参考》「欠格事由に関する介護保険法の規定」（介護保険法抜粋）

第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

#### 【注意1】

(国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるもの)

児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、薬事法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、障害者総合支援法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

#### 【注意2】

上記欠格事由の一に該当する方とは、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方、また、二、三に該当する方とは、判決の言い渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決を確定した方をいい、現に公判、控訴又は上告中の方は除かれます。なお、禁錮以上の刑とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。上記欠格事由の二には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

### ● 指定研修機関について

○愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話 052-212-5516

[https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu\\_index.html](https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu_index.html)

実施：実務研修、更新研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修

○愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

<https://www.aichi-kaigo.org/study/>

実施：更新研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ、主任研修、主任更新研修

○愛知県シルバーサービス振興会

電話 052-223-6621

<http://aichi-silver.com/training/index.html>

実施：主任研修、主任更新研修

※各研修の詳細につきましては、各研修の実施機関にお問い合わせください。

## ● 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての取扱いについて

平成29年4月1日にて介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、厚生労働省老健局長からの通知（平成29年5月18日付け老発0518第6号）にて、主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての取扱いが示されました。

内容といたしましては、主任更新研修を修了した場合、原則、介護支援専門員証の有効期間を主任研修が修了した日の5年後の応当日から起算した5年間を有効期間として置き換えることとし、両方の有効期間を揃えることとなっています。（ただし、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日が介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後の応当日より後の場合、揃えることはできません。）

なお、対象者からの申し出により、それを行わないこともできます。

この取扱いにつきましては、県庁高齢福祉課のWebページに掲載していますので、該当する方は、ご確認をお願いします。

## ケアマネ悩み相談コーナーのご案内

**ケアマネジャーのみなさんへ**  
**仕事上での悩みや相談を**  
**なんでもお気軽にご相談ください。**  
**コーディネーターがサポートします。**

秘密厳守、相談料は無料です。



### < 相 談 窓 口 >

◇ 相 談 日 時    毎週火曜日・木曜日（祝祭日を除く）  
午後１時～午後４時４５分  
コーディネーターが、ケアマネジメント業務全般の相談に応じます。

◇ 相 談 方 法    電話にて対応致します。  
来訪については、予約の上、対応いたします。

・ 電 話    ０５２－２６５－６４０４

◇ 相 談 場 所    名古屋市中区松原３－７－１５    光葉ビル  
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会



# 介護技術コンテストについて（御案内）

## 概要

### 1. 事業目的

介護職員が日頃の業務で身に付けた介護技術を披露し、評価を受けることで、介護職員のモチベーションの向上に資するとともに、介護には何が必要か、どのような心得が必要かを介護従事者や県民に PR し、介護の仕事への理解を深めてもらうことを目的として、介護技術コンテストを開催します。

### 2. 令和5年度コンテストの概要

#### 2 開催日時

2023 年 11 月 23 日（木曜日・祝日） 午後 0 時 30 分から午後 4 時まで（開場：正午）

#### 2 開催場所

名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）7 階 メインホール  
（名古屋市千種区吹上 2-6-3）

#### 3 内 容

書類選考を通過した 10 名の方に実技を披露していただき、その中からグランプリ、準グランプリを各 1 名決定しました。

### 3. その他詳細について

昨年度のコンテストの当日の映像を You Tube で御覧いただけます。

「あいち介護技術コンテスト 2023」Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/aichikaigogizyutukontesutokaisai.html>

### 4. 「あいち介護技術コンテスト 2024」について

令和 6 年度においても同様に開催予定です。

応募資格や応募方法、コンテスト開催日時等については、愛知県高齢福祉課 Web ページ及びコンテストの公式 Web ページへ掲載することを予定しております。

## 愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

人材育成や職場環境の改善等の取組が一定レベル以上の事業所を対象に認定証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所が従業員に対する研修等を積極的に行うなど、事業所の人材育成等の取組を一層推進することを目的とした事業です。

### 1 事業内容

#### (1) 認証事業所の選定

介護サービス情報公表の調査を実施した事業所で認証評価を希望する事業所を対象に申請を募り、評価項目を満たしている事業所を、認証事業所として選定します。

認証事業所は、別紙「認証の評価項目及び認証基準」を全て満たしている必要があります。

なお、詳細については、高齢福祉課の Web ページで公表されている「介護事業所人材育成認証評価事業における認証基準及び確認（提出）書類」を参照してください。

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」 Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp//soshiki/korei/aichininsyo.html>

#### (2) 認証事業所の決定及び認定証の交付

認証事業所の決定は県が設置する第三者評価推進会議で意見聴取のうえ行います。

なお、認証を受けた事業所に対しては、認定証交付式で認定証を交付する予定です。

#### (3) 連続認証の認定証の交付

3 年、5 年、10 年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて、連続認証の認定証を交付します。

なお、令和 5 年度は 10 件の事業所が 3 年連続認証、3 件の事業所が 5 年連続認証となりました。

### 2 申請方法

令和 6 年度の申請については、決定次第、高齢福祉課の Web ページでお知らせしますので、必要書類や提出先等の詳細については Web ページで御確認ください。

なお、対象事業所は、令和 6 年度介護サービス情報公表調査を任意で申し込んだ事業所が対象です。（義務調査の対象事業所は、愛知県介護事業所人材育成認証評価事業の対象外です。）

## ◎ 認証手続き（イメージ）



## 3 その他

### 「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク」について

本事業の普及啓発を図るため、平成30年5月より、認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業が名刺やホームページ等で使用することができるロゴマークの運用を開始しました。使用方法等の詳細につきましては、高齢福祉課介護保険指導第一、第二グループの Web ページをご覧ください。

なお当該ロゴマークはA I C H I のイニシャル「A」をモチーフに○を頭に見立て、介護従事者が介護し、介護対象者が元気に生活する姿をイメージし、有能な介護従事者を育成する事業所を表現したものです。○を頭に見立てて、上部が介護従事者で介護対象者を包み込んで、介護対象者が上を見上げ、大きく両腕を広げているイメージです。



（参考）ロゴマークデザイン。

## 愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

## 認証の評価項目及び認証基準

|                                                          | 評価項目                                                         | 認証基準(全て必須)                                                                             |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>の新<br>育成<br>体制<br>採用<br>者                           | ①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定                                        | ・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業員を対象とする研修計画がある」をクリアしている                                      |
|                                                          | ②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施                                         | ・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業員を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている                                   |
|                                                          | ③OJT指導者に対する研修等の実施                                            | ・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表<br>・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施                                 |
| 2<br>キ<br>ャ<br>リ<br>ア<br>パ<br>ス<br>と<br>人<br>材<br>育<br>成 | ①資質向上目標及び具体的計画の策定                                            | ・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている                                                          |
|                                                          | ②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保                                     |                                                                                        |
|                                                          | ③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施(受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)         |                                                                                        |
|                                                          | ④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施                                       |                                                                                        |
|                                                          | ⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知                                        | ・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅲを満たしている                                                        |
| 3<br>職<br>場<br>環<br>境                                    | ①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施(休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)            | ・取組推進のための検討会議の開催<br>・取組の実施及び全職員への周知                                                    |
|                                                          | ②出産後復帰に関する取組の実施(育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など) | ・取組の実施及び全職員への周知                                                                        |
|                                                          | ③育児、介護を両立できる取組の実施(柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)   | ・取組の実施及び全職員への周知                                                                        |
|                                                          | ④健康管理に関する取組の実施(相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)                           | ・健康管理、増進に関する検討会議の開催<br>・取組の実施及び全職員への周知                                                 |
| 4<br>社<br>会<br>貢<br>献<br>等                               | ①情報公表調査の任意の受審                                                | ・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である                                                            |
|                                                          | ②地域との交流(イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)    | ・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている                                |
|                                                          | ③関係法令の遵守                                                     | ・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない<br>・情報公表制度における評価項目「従業員に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている |

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員等処遇改善加算(新加算)Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)、Ⅴ(3)、又はⅤ(8)を算定されている事業所にあつては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たしているとみなします。